

[第1回]

予防行政の重要性

はじめに

「最近の消防法令は難解で、読んでも何を言っているのかよくわからない。法令の意味や意図などをわかりやすく解説してもらえないか。」という依頼を「月刊フェスク」から頂いた。

確かに、性能規定化で「特殊消防用設備等」という言葉が条文の中に「消防用設備等」とセットで用いられるようになったこともあって、ただでさえ難解な条文がますます読みにくくなってしまった。福祉施設や雑居ビルなどに対する規制強化も、強化対象をなるべく限定しようとするため、表現が極めてわかりにくくなっている。ベテランの方々は、以前の比較的シンプルな条文が頭の中にあるので、それに枝葉が付け加わっても何とか理解できると思うが、若い人がいきなり今の条文を読んでも、チンプンカンプンではなかろうか。

消防法令がそのように難解になった責任の一端は私にもあると反省し、罪滅ぼしも兼ねて、3年前から東京理科大学の市民講座の一環として、神楽坂キャンパスで月に1回、夜6時半から9時頃まで、「予防塾」という無料の私塾を開いている。

塾生は消防機関の予防担当者を念頭に、「予防行政に熱意を持って取り組んでいる方」としているが、民間の方も含め、全国各地から250人くらいの方が登録されている。実際に受講される方はやはり東京近辺の方が多く、毎回50人前後だが、中には九州や関西から駆けつけてくれる方もいる。

原則として1年間で一区切りの内容なので、条文の細かいところまで解説できるわけではなく、

消防法令全体の体系と考え方、建築基準法令との関係、諸外国との比較、様々な規制の意味や意図、規制ができたり強化されたりした経緯やそのきっかけとなった火災事故などを、私なりに整理して講義している。それでも、「規制の背景がわかったので、条文の意味が理解できるようになった」との声を頂いている。そんな反応があると嬉しいし、私自身の励みにもなっている。

この予防塾の講義内容については、神戸市消防局から、「機関誌「雪」」に書いてもらえないか」という話を頂いて、昨年4月から「予防塾選講」として連載している。

今回、「月刊フェスク」から冒頭のような依頼を頂いたので、「雪」に掲載した内容をベースにしつつ、読者に民間の方々もいることを念頭に、予防塾の講義内容を整理し直してみたいと考え、お引き受けすることとした。毎回1テーマなので、あまり体系的とは言えないかも知れないが、お許しいただきたい。

予防行政の重要性

第1回として、まず、予防行政の重要性から話を始めたい。消防職員を念頭に置いた文章なので、民間の方には恐縮だが、私の思いなのでお許しいただきたい。

私は、1980年から自治省(現総務省)消防庁に在籍し、2006年に国民保護・防災部長を最後に退官するまで、主として予防行政を担当してきた。1980年当時は、まだ数十人の方が亡くなる特定防火対象物の火災がしばしば発生しており、その



小林恭一略歴

○東京理科大学総合研究院教授○1948年千葉県生まれ○東京大学建築学科を卒業し、1973年建設省(現国土交通省)入省。建築指導課などに勤務○1980年に自治省(現総務省)消防庁に移り、東京消防庁、静岡県防災局にも勤務○消防庁では、特殊災害室長、危険物規制課長、予防課長、国民保護・防災部長などを歴任し、2006年退官○長く予防行政に携わり、ホテルや老人ホームの夜間の防火管理体制検証マニュアル作成、防災センター要員講習制度創設、雑居ビル対策消防法令改正、消防法の性能規定化、住宅防火対策、セルフガソリンスタンド解禁などを担当○イラン地震派遣国際消防救助隊統括官、消防庁危機管理センター初代参謀長など、危機管理も○2008年、東京大学工学部で博士号(工学)を取得し現職○「高齢者福祉施設における実践的な火災安全思想の普及・啓発活動」で2014年度日本建築学会教育賞(教育貢献)受賞

ような火災が起こるたびに、多くの死者が出た原因を調査し、再発防止策に取り組んできた。そのような対策が功を奏し、やがて多くの死者が出るビル火災はほとんど発生しなくなったが、それとともに予防行政に熱心に取り組む消防官が少なくなってしまったのは、悲しいことだ。

戦後、GHQの意向で消防が警察から独立した時、「予防消防」は「科学消防」とともに、新生自治体消防のシンボルだった。発生した火災をただ消すだけの「火消し消防」でなく、法律に基づき、火災が発生すればその原因を消防自ら科学的に調査し、火災が発生しないための対策や被害をできるだけ少なくするための対策を講じていくこと、発生した火災に対しては科学力と技術力で立ち向かうこと、これが「予防消防」と「科学消防」の考え方だ。

1948年にこのような理念に立ち消防同意制度を持つ近代消防制度が発足したとき、警察のもとでただ火を消すだけに甘んじ、「消防夫」や「消防手」とさげすまれてきた戦前からの消防人たちがどんなに喜んだか、直接語れる人はもう皆亡くなってしまった。

私は、立場上、近代消防制度の創設に立ち会った先人たちからじかに話を聞く機会があったので、そのときの彼らの思いなどを、若い消防官に伝えていく使命があると考えている。

警防業務、救助業務、救急業務のいずれも、身をしていて社会を支える崇高な業務だが、他の行政の失敗を消防官のリスクと引き換えに後始末する、という側面を持っている。土木行政や都市

行政が十分でなかったために起こった土砂災害で、消防官が人命救助に出動し時に殉職したりするが、消防官は一方的にリスクを引き受けるだけで、土木行政や都市行政に注文をつけることはできない。

しかし、火災は違う。予防行政の権限があるからだ。火災が起こらないようにし、火災が起こっても被害が最小限になるようにし、消防活動ができるだけしやすくなるようにすることなどを、法律上の権限を持って行うことができる。危険物施設に至っては、市町村長の名で設置許可の権限まで持っている。

消防がこのような法律上の大きな権限を持っている国はあまりない。先人たちが獲得してくれた大切な財産だが、最近、このことを理解できていない消防官が増えているのが気になっている。

地方行政予算の逼迫による人員削減圧力、高齢化の進展に伴う救急需要の増大、交替制勤務職員配置の下方硬直性などから、総務・予防など日勤職員にしわ寄せがいく事態が長年続いており、予防体制は長期的に弱体化傾向にある。このような状況のもとでは、現地の消防機関が予防行政の重要性をきちんと認識し、これを大事にしていく姿勢を明確にしないと、予防行政の権限がなくなることなど、あつという間だ。

行政改革の一環として、消防同意を民間機関で行うことができるようにしたらどうか、などという提案がなされたとき、現地の消防としてどう考えるのか。以上述べてきたような事実と経緯を踏まえて、しっかりと判断してほしいと思う。